

## 議第24号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例  
京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。  
第8条を次のように改める。

(土壤汚染対策法に基づく事務に係る手数料の徴収)

第8条 土壤汚染対策法の規定に基づく事務について、別表第5に掲げる手数料を徴収する。

第9条中「別表第5」を「別表第6」に改める。

第10条中「別表第6」を「別表第7」に改める。

別表第6を別表第7とし、別表第5を別表第6とし、別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5 (第8条関係)

区 分	手数料 (1件につき)
土壤汚染対策法 (以下この表において「法」という。) 第22条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査	円 240,000
法第22条第4項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査	220,000
法第23条第1項の規定に基づく汚染土壤処理施設の種類等の変更の許可の申請に対する審査	220,000

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

提案理由

土壤汚染対策法の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新等の申請に対する審査に係る手数料を定める必要があるので提案する。